

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者認定規約

(スポーツクライミング)

(総則)

第1条 公益財団法人日本体育協会（以下日体協という）・公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下日山協という）のスポーツクライミング指導者の認定と受検資格ならびに認定は、本規約による。

(公認指導員の認定と受検資格)

第2条 公認スポーツクライミング指導員（以下指導員という）の認定。

- 2 指導員は、日体協会長および日山協会長が認定する。
- 3 日体協担当の所定の共通科目（Ⅰ）および日山協担当の所定の指導員専門科目を修了し合格したもの。
- 4 指導員を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満20歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) 日体協の所定の共通科目（Ⅰ）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) スポーツクライミングの指導実績が2年以上あること
 - (4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (5) 都道府県山岳連盟（協会）（以下都道府県山岳連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (6) グレード5. 10以上をリードできると判断されたもの
 - (7) 人工壁において、初心者への指導実績を有し指導できると判断されたもの

(公認上級指導員の認定と受検資格)

第3条 公認スポーツクライミング上級指導員（以下上級指導員という）の認定。

- 2 上級指導員は、日体協会長および日山協会長が認定する。
- 3 日体協担当の所定の共通科目（Ⅰ・Ⅱ）および日山協担当の所定の指導員専門科目を修了し合格したもの。
- 4 上級指導員を受検するものは、次の条件を満たしたものでなければならない。
 - (1) 年齢は、満25歳以上のもの（受検年度の4月1日現在）
 - (2) 日体協の所定の共通科目（Ⅰ・Ⅱ）を修了、あるいは修了予定のもの
 - (3) スポーツクライミングの指導実績が3年以上あること
 - (4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志があるもの
 - (5) 岳連（協会）に所属し、同岳連（協会）が認めるもの
 - (6) 指導能力が全国レベルに達したものと岳連（協会）会長が認めたもの
 - (7) グレード5. 11以上をリードできると判断されたもの
 - (8) 自然壁においても実績を有し、指導員を指導できると判断されたもの